

平成30年6月26日現在

機関番号：10103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03074

研究課題名(和文) アジア・太平洋地域における家族司法政策と民営化の影響に関する比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study of the Family Justice Policy and the Influence of Privatisation in the Asia Pacific Region

研究代表者

清末 愛砂 (Kiyosue, Aisa)

室蘭工業大学・工学研究科・准教授

研究者番号：00432427

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通じ、日本との比較対象としたニュージーランド、シンガポール、台湾においては、家族司法政策が民間に責務の一端を担わせる方向に動いていることが明らかとなった。民営化でコスト削減を図りながらも、家族紛争解決関連の支援活動を実施してきた民間団体に依拠することで、子の取決めを中心とする家族紛争問題に瀕している市民が、各種の支援にアクセスしやすい体制がとられてきた。一方、当該研究を通して、民営化が必ずしも当事者支援に結びつかないことも明らかとなった。今後の家族司法政策においては、民間団体の活動に依拠しすぎず、十分な予算を確保した上で適正な形で公的機関の関与が求められているといえよう。

研究成果の概要(英文)：Through this research, it was revealed that the family justice policy has been moving into the direction in which private organisations hold the shared responsibility in New Zealand, Singapore and Taiwan as comparative research objects to Japan. Whilst reducing costs by privatisation, the governments of these countries and area have adopted the system which citizens facing varied types of family conflicts, especially arrangements of their children, are able to easily access to some supports, relying on these private organisations which have accumulated various experiences in resolving family conflicts. On the other hand, through this research, it was revealed that it was necessarily that privatisation would led support for the conflict parties. In the future family justice policy, without heavily relying on private organisations' activities, there will be a compelling need for adequate involvement of public agencies in resolving family conflicts, ensuring sufficient budget.

研究分野：憲法学、家族法

キーワード：家族司法制度 民営化 家族紛争解決 子の取決め 面会交流 監護 DV

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化と新自由主義の広がりを受け、各国の家族司法政策でも民営化が推し進められている。その動きは日本を含むアジア・太平洋地域においても無縁ではなく、今後の家族司法政策のあり方や課題を考える上で大いに考慮すべき点である。その状況を踏まえ、日本および日本との文化的接点や共通点が多く見られるアジア・太平洋地域に焦点をあて、家族司法政策における民営化の評価すべき点と課題を見いだす研究が必要だという認識に至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アジア・太平洋地域における家族司法政策、特に家族紛争解決にかかる政策における民営化の影響を考察することにある。本研究では、日本の司法政策と類似点が多い台湾のみならず、近年、家族司法政策の改革を積極的に進めているニュージーランドや家父長的な家族観に重点をおきつつも、国家が家族紛争解決に積極的に介入する政策を進めてきたシンガポールに着目し、日本への示唆を得ることとした。

3. 研究の方法

文献調査や過去の研究成果に基づき、日本の制度や問題点を明らかにする。

台湾、ニュージーランド、シンガポールで家族司法政策に関する聞き取り調査を行う。

上記のととの調査結果を分析し、各国の特徴や課題をあぶりだす。

分析結果等を所属学会等で報告する他、論文や報告書としてまとめ、専門誌に投稿する。

研究成果を社会一般に報告するために、公開報告会を開く。

4. 研究成果

(1) 日本における家族紛争解決の実際

日本の家族紛争の実際・法制度の現況については、離婚を考える当事者に対して実施するいわゆる「親教育」(離婚等、関係の解消を予定しているカップルの心理面での支援、子の監護・面会交流および養育費の取決め等に関する当事者支援)、面会交流および養育費に関する取決め・履行支援のあり方等について情報収集・検討等を行い、その結果を所属学会等で発表する形で研究を進めてきた。

日本では、諸外国で実施されているようないわゆる「親教育」が不十分であり、子の父母は高葛藤のまま離婚に至る事例が多い。その結果、父母の紛争に巻き込まれる子の引渡し・面会交流に関する事件は増加し、紛争解決に至るまでの期間も長期化している。とりわけ、DV や児童虐待等の暴力が存在する事案では、加害者親に対する教育プログラムが不十分なこともあり、離婚後の面会交流および養育費の取決め・履行に支障を来している。

2011年の民法改正を受け、法務省は、2017年より「子どもの健やかな成長のために～離

婚後の『養育費の支払』と『面会交流』の実現に向けて～」(子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A)を作成し、全国の自治体窓口で配付する等しているが、面会交流の実施率や養育費受給率は依然として低く、十分な効果を果たしているとはいえない。

離婚を考える当事者に対する司法・行政による支援としては、大阪家庭裁判所・名古屋家庭裁判所・鹿児島裁判所等が開始した集団型親ガイダンス、兵庫県明石市が実施している離婚を考える父母に対する情報提供としての支援ツールの提供が挙げられる。これらは将来的に民営化を通してその活動の裾野を広げるという点で、価値ある施策として注目できるものである。

離婚事件に巻き込まれる当事者の支援(主には子の監護・面会交流および養育費に関する支援)としては、まず、相談窓口の設置と拡充(行政窓口・民間団体の拡充と連携、分掌)(免許制または登録制による)専門家や民間団体の質と量の確保、およびボランティアの育成、利用者および民間団体への財政的支援が検討されるべきであり、司法・行政による支援が一定の効果を与えた段階で民営化に向けて舵をとるべきである。

(2) ニュージーランドにおける同性婚制度の現状と家族紛争解決の実際

ニュージーランドでは、制定法により同性婚を含む婚姻、デ・ファクト、シビル・ユニオン(以下、婚姻以外の関係を「パートナーシップ関係」という)といった多様なカップルのあり方が認められている。

親子関係の形成、親権法制についても日本とは大きく異なる。前者については、たとえば、同性カップル、単身者が生殖補助医療を用いて子をもうけること、代理懐胎(商業的なものを除く)の実施も可能である。また、生殖補助医療や養子縁組により新しい家族が形成された場合、関係する当事者(生殖補助医療による子・配偶子の提供者・代理懐胎者・依頼者、養子・養子の実親・養親)の間で相互に個人を特定可能な情報にアクセスし、面会交流することも認められている。後者については、子の実親は血縁後見人と称され、子の父母が関係を解消(離婚、パートナーシップ関係の解消)した後も、共同後見・共同養育となる(日本でいうところの共同親権・共同監護)。また、実親の一方または双方が新しいパートナー(法律上の配偶者、パートナーシップ関係を締結した新しいパートナー)を得た場合、その者が一定の要件を満たすと、追加後見人として子の養育に関与することができる。

こうした家族法制の下、婚姻・パートナーシップ関係の解消を考える当事者に対して提供されるサービスが、家庭裁判所や民間団体において実施される親教育である。親教育では、子を含む当事者が直面する心理的な課題、関係解消後の子の監護に関する問題、面

会交流等についての情報提供等が行われる。

子の親の関係解消後の子の監護・面会交流等に関する主たる法は「2004年児童養育法」（以下、養育法という）である。同法は、「子の福祉と最善の利益」の保障を指向するものであり、家族紛争下にある子の法的地位の保障のための制度（子の監護者・面会交流等に関する決定の際に、子の意見を的確に把握し、代弁する「子の代理人制度」）についても規定が設けていた。しかし、2013年の法改正により、司法制度における民営化・当事者負担原則の影響を受け、子の意見を尊重するための制度が「子の手続代理人制度」に変更され、その機能が後退した（改正前は子の親とは独立した立場の弁護士が「子の代理人」として選任されていた。ただし、報告者らが実施した現地調査では、家庭裁判所の意向により、子の代理人は従前と変わらず、ほぼ選任されていることが分かった）。

また、新しい家族司法制度の一環として裁判外の紛争解決方法であるFDRが始まった。FDRとは、ニュージーランドで2014年3月から施行されている配偶者との別居や離婚手続の際になされる子の養育に関する裁判外の紛争解決手続である。子の養育に関する家族紛争処理手続の簡素化・迅速化、および子をはじめとする弱者に焦点を当てることを目的に導入された。

2017年2月、新制度の現況やその効果を検討するため、法務省、家族法研究者、家庭裁判所裁判官、およびFDRプロバイダー（メディエーター）を手配するサプライヤー機関への聞き取り調査を実施し、情報収集を行った。

調査では、家族司法制度改革の背景として、民営化を積極的に進めている同国の方針、家庭裁判所の機能再考に関する閣議決定、法務省による再考作業、および家族司法改革のための法制化について、またFDRの詳細と特徴（課題を含む）等について有意義な情報が得られた。調査から見た家族司法改革に対する見解としては、法務省やサプライヤーは制度自体にポジティブな見解を持っているが、家族法研究者や裁判官は同制度をクリティカルに見ている。ただし、法務省は当初の期待ほど裁判所の経費軽減にはつながっていない、また一般市民による制度への認知度が低いことも認識している。家族法研究者は、FDRの法的な定義の不明確さ、費用の当事者負担原則、子どもの意見表明権の不確立を問題視している。裁判官はFDRが免除されるDV事案等の取り扱いが多く、結果的に負担軽減につながっていないと感じている。FDR改善に向けた当面の課題として、当事者負担原則の緩和、FDRの定義、FDR参加者の範囲および権利義務の明確化が挙げられる。

（3）シンガポールにおける家族紛争解決の実際

シンガポールでは、社会家族開発省、民間団体、弁護士、家族法研究者を対象に新家族

司法制度の概要や理念、現状と課題について聞き取りをした。同国では2014年に家族司法法が制定され、それに基づいて家族司法制度の改革が行われた。その結果、既存の裁判所を再編する形で家族司法裁判所が設置され、またカウンセリングやメディエーション制度の強化がなされた。

家族司法裁判所は家庭裁判所と若者裁判所にわかれる。家庭裁判所が家事事件全を取り扱う。家庭司法裁判所は、問題を局所的ではなく、全体的も解決することを目指している。家事事件や若者・子ども等に関する紛争解決のためのワンストップ・センター機能を持つ裁判所として位置づけられている。また、子にかかわる家族紛争解決においては、子の最善の利益に着目した子ども中心アプローチの強化が図られることになった。

シンガポールでは、新制度の下で家庭裁判所に専属のカウンセラーやメディエーターが置かれるようになった。裁判所は家族紛争解決のために、家族紛争解決会議を実施できる。そこには当事者、裁判官、カウンセラー、代理人としての弁護士が加わる。合意に至らない場合、カウンセリングが実施される（子の参加も可能）。そこで合意に至らない場合はメディエーションが実施される。メディエーションは通常メディエーション（当事者とメディエーター）と共同メディエーション（メディエーターとカウンセラーの双方がかかわる。高葛藤ケース等）にわかれる。

シンガポールには子の代理人制度が導入されている。子の代理人（弁護士、サイコロジスト、精神科医）は裁判手続の中で子の意見等を伝える。また、子の意見を聴取するために、子や親からの聞き取りをする他、裁判のプロセスを説明する。また、裁判所が紛争解決にかかる決定を行う際に、裁判所に関連する証拠等を提出することができる。

その他、離婚手続を進める際には子に関する養育計画を作成し、裁判所に提出することを義務づける制度が導入されている。親を対象とする養育プログラム制度も開講されており、21歳未満の子を持つ夫婦の場合、受講が離婚手続の条件とされている。また、高葛藤ケースに関しては裁判所が養育コーディネーター（弁護士）を選任できる制度も導入されている等、各種の支援策が充実している。

シンガポールでも家族司法政策における民営化がなされてきたが、一方で裁判所が積極的に専属のカウンセラーやメディエーターを活用しながら、家族紛争を解決しようとする特徴が見られる。

（4）台湾における家族紛争解決の実際

2016年2月と2017年3月に台湾で家族司法政策、特に親子面会交流における支援状況を中心に、現地の研究者、支援団体、裁判所、弁護士等を対象とする聞き取り調査を行った。

台湾ではアメリカ法の影響を受け、1998年に家庭内暴力防止法が制定され、ほぼ同時に

民間団体による監督付面会交流システムも導入された。民間団体による面会交流支援は、当初、面会交流の実施を命ずるDV事案を対象に行われていたが、現在ではすべての離婚事案がその対象とされている。聞き取り調査により、台湾型の支援システムの特徴を次のようにつかむことができた。司法機関と民間団体の連携がスムーズに行われ、民間団体のソーシャルワーカーが支援の担い手としてその役割を果たしている。政府は、離婚事案における親子面会交流事業を民間団体に委託する。民間団体のソーシャルワーカーは、裁判所を通じて当該事案を引き継ぎ、子の安全や健全な成長、子の利益等を最優先しつつも、別居親が可能な限り子の養育にかかわれるよう支援を模索する。たとえば、別居親に対して「フレンドリー・ペアレント」を目指す親教育プログラムと法教育プログラムを実施し、子との接し方をアドバイスすることにより、親としての能力の回復を試みている。

子に対しては、出廷に備えての陳述能力の訓練、付き添い、証言後のケア、別居親との面会交流における意思表示力の確認・サポートを行う。子の意思の把握については、手続代理人、家事調査官、ソーシャルワーカー等による複数のサポート体制が整備され、これらの者が子にとって安全で安心な継続的交流がいかなるものであるべきかを常に確認しあう。特にDV等の高葛藤事案の当事者への法的、心理的、経済的、社会的側面からの包括的なケア、および当事者任せにしない面会交流への対策は、日本の関連制度と比べ際立って特徴的である。こうした子の最善の利益を図るための支援体制の運営は、すべて政府の予算により賄われている点も、日本と大きく異なる。他方、調査では次のような問題点も確認された。たとえば、積極的支援は当事者に対する過剰な介入になりうること、支援の主体となるソーシャルワーカーの若年化および入れ替えの激しさによるサービスの質の低下等である。

(5) まとめ

2011年の民法改正に伴い、深刻なDV事案等の例外を除き、原則的に面会交流が実施されることになった。しかし、そのための公的支援は特になく、現実には当事者間の調整または数少ない民間の面会交流支援団体に任されている。当事者任せの現状は、重大な事態に発展する可能性もある。深刻なDV事案や高葛藤事案では面会交流の実施に向けた調整にも支援が必須となる。

本研究で比較対象とした国々・地域では、家族司法政策の主たる担い手である国家が民間にその責務の一端を担わせる方向で動いている。すなわち民営化により、国家が負担するコストの削減を図る一方、市民がアクセスしやすいサービスを提供する方向で政策が展開されている。調査対象国・地域で強調された点は「子の最善の利益」であり、夫

婦は離婚しても、子の親であることに変わりはなく、「親責任」を適切に果たすべきということであった。離婚後の子との面会交流は「親の権利」ではなく、「子の権利」としてとらえるべきであり、面会交流できるか否かにかかわらず、親は養育費を払う等により親としての責任を果たすことが強く求められる。

養育費支払いの確保や面会交流の実施支援を積極的に行っている国は、加害者プログラムや親業教育にも積極的に取り組んでいる。国が家族に対する支援をした方が、社会保障の面でもコストを抑えることができると解されているからである。同様に、DV被害者支援においても、加害者に現状を伝え、落ち着かせることで、以後の離婚や子どもとの面会交流等についての話し合いが円滑に進むこともある。また、加害者のリスクを評価することで、支援者や当事者の身の安全を確保することが容易になる。支援の一環として、当事者のニーズを把握し、加害者のリスクを踏まえたうえで、ニーズに合わせた情報提供・支援が行われる必要がある。

ただし、家族司法政策の民営化が必ずしも当事者支援として望ましいとはいえない。それは、現場の実践者の中からも否定的な意見が存在することからもいえる。しかし、日本では、国家による支援すら不十分であり、面会交流・養育費の取決めおよびその履行は、当事者の自己責任（交渉能力、訴訟を行うことができる経済力等の紛争解決能力）と民間団体の善意（とりわけ面会交流に関する支援）に委ねられているのが現状である。今後の家族司法政策は、当事者や民間団体まかせではなく、公的機関が民間団体と連携を図りながら適正に関与する形で進められていくことが求められているといえるだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文等〕(計28件)

(1) 梅澤彩、ニュージーランド、比較法研究、79巻、193-199、2018、査読無

(2) 松村歌子、DV被害者支援につながる加害者への働きかけをどう行うか、亜細亜女性法学、20号、61-82、2017、査読有、【ISSN 1976-541X】

(3) 松村歌子、梅澤彩、清末愛砂、李妍淑、他、『変わる家族』に家族法は対応できているか～離婚後に生じる問題を中心に、ジェンダーと法、14号、1-5、2017、査読有【ISSN 1349-466X】

(4) 梅澤彩、ニュージーランドにおける養子縁組法と生殖補助医療法—日本への示唆として—、立命館法学、369・370号、53-82、2017、査読無、依頼論文

(5) 伊藤弘子、梅澤彩、清末愛砂他、外国（民分関係）法制研究会国際シンポジウムアジア諸国の親子関係における子の最善の

利益に関する国際会議第1回 離婚後の親権者・監護権者決定、戸籍時報、759巻、2-13、2017、査読無

(6) 梅澤彩・清末愛砂、ニュージーランド家族司法改革の現況と課題に関する調査報告 - 新制度導入から3年を経て -、戸籍時報、756巻、38-43、2017、査読無

(7) 李妍淑、中国家族法(9)、戸籍時報 752巻、33-37、2017、査読無

(8) 李妍淑、中国家族法(8)、戸籍時報 751巻、59-65、2017、査読無

(9) 李妍淑、中国家族法(7)、戸籍時報、749巻、30-38、2017、査読無

(10) 梅澤彩、ニュージーランドにおける子の扶養～養育費制度の展開、熊大ロージャーナル、13巻、1-8、2017、査読無

(11) 松村歌子、親密な関係からの暴力が家族法制に及ぼす影響とこれからの被害者支援のあり方、亜細亜女性法学、第19号、143-180、2016、査読有、【ISSN 1976-541X】

(12) 北仲千里、清末愛砂、松村歌子、李妍淑他、台湾とマレーシアにおけるDV被害者支援の現状と課題 - 何が制度を機能させるのか -、アジア女性研究、第25号、37-55、2016、査読有【ISSN 0918-8290】

(13) 梅澤彩、同性婚の比較研究 ニュージーランド - 生殖の機会の平等から婚姻の機会の平等へ、法律時報、88巻5号、61-64、2016、査読無

(14) 清末愛砂、シンガポール—同性婚の法制化をめぐる現状(小川富之監修「アジアにおける同性婚に対する法的対応—家族・婚姻の視点から—(2・完) 福岡大学法学論叢、61巻、857-867、2016、査読無、file:///D:/Downloads/J6103_0833.pdf

(15) 李妍淑、中国家族法(6)、戸籍時報、748巻、28-34、2016、査読無

(16) 李妍淑、中国家族法(5)、戸籍時報、747巻、29-34、2016、査読無

(17) 李妍淑、中国家族法(4)、戸籍時報、745巻20-27頁、2016年、査読無

(18) 李妍淑、中国家族法(3)、戸籍時報、743巻、30-36、2016、査読無

(19) 李妍淑、中国家族法(2)、戸籍時報、742巻、44-49、2016、査読無

(20) 李妍淑、中国家族法(1)、戸籍時報、741巻、2-10、2016、査読無

(21) 伊藤弘子、清末愛砂他、アジアにおける同性婚の法的対応、戸籍時報、740巻、7-10、2016、査読無

(22) 梅澤彩、ニュージーランドにおける子の扶養～養育費制度を中心に、比較法研究、78巻、282-284、2016、査読無
<http://www.asas.or.jp/jscl/pdf/magazine/vol78.pdf>

(23) 北仲千里、清末愛砂、松村歌子、李妍淑他、台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究、KFAW 調査研究報告書、Vol.2016-3、総頁75頁、2016、査読有
http://www.kfaw.or.jp/publication/pdf/KFAW_wor

rkingpaper_2015_3.pdf

(24) 清末愛砂、日本の新安全保障政策・女性の活躍推進政策における女性の役割～女性に対する期待・要求、亜細亜女性法学、第18号、119-134、2015、査読有、【ISSN 1976-541X】

(25) 松村歌子、日本におけるDV被害の現状とファミリー・バイオレンス概念導入についての検討、亜細亜女性法学、第18号、135-155、2015、査読有、【ISSN 1976-541X】

(26) 李妍淑、中国の人口政策と女性の権利、亜細亜女性法学、第18号、157-175、2015、査読有、【ISSN 1976-541X】

(27) 清末愛砂、女性間の分断を乗り越えるために～女性の活躍推進政策と改憲による家族主義の復活がもたらすもの、平和研究、45巻、65-83、2015、査読無、依頼論文

(28) 松村歌子、清末愛砂他、DV被害者支援における子どもの視点と家族支援のあり方、司法福祉学研究、15号、153-163、2015、査読無、【ISBN 978-4865000436】

〔学会等の発表〕(計25件)

(1) 清末愛砂「シンガポール」アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議 第2回「要保護児童の保護法制」2018

(2) 松村歌子「DV事案における加害者への働きかけの必要性和子の福祉～カナダの取り組みから」公開研究会『家事司法政策の国際比較～子の福祉の観点から』2018

(3) 松村歌子「How do we outreach of perpetrators for the support of DV victims?」亜細亜女性法学会2017年シンポジウム『公正社会 具現と社会・経済的弱者保護法制』2017

(4) 松村歌子「ニュージーランドにおけるファミリー・バイオレンスと家族司法制度」日本司法福祉学会2017年全国大会 第4分科会「家族紛争解決手続の多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み(FDR・DV法制)を手掛かりに」、2017

(5) 清末愛砂「FDR(家族紛争解決サービス)と民営化—制度的な枠組みを中心に」日本司法福祉学会2017年全国大会 第4分科会「家族紛争解決手続の多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み(FDR・DV法制)を手掛かりに」、2017

(6) 梅澤彩「ニュージーランドにおける子の後見と児童養育法—法的な枠組みを中心に」日本司法福祉学会2017年全国大会 第4分科会「家族紛争解決手続の多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み(FDR・DV法制)を手掛かりに」、2017

(7) Kyoko TAKADA, Aisa KIYOSUE “Considering the New Family Norms from Feminist Perspectives: Examining Child Contact in Japan”, 16th ISFL World Conference 2017

(8) 梅澤彩「生殖補助医療～子の出自を知る権利と面会交流」第35回日本受精着床学

会総会・学術講演会 シンポジウム 10「生殖医療が生み出す親子関係と法」、2017

(9) 梅澤彩「ニュージーランドにおける家族形勢の多様化と法的保護」2017年度日本女性学会ワークショップ、2017

(10) 梅澤彩「ニュージーランド」2017年度比較法学会ミニシンポジウム「同性カップルと家族形成」、2017

(11) 清末愛砂「離婚後扶養に関する一考察」2016年度ジェンダー法学会第14回学術大会ワークショップ、2016

(12) 梅澤彩「円滑な養育費の取決めと履行確保のあり方」2016年度ジェンダー法学会第14回学術大会ワークショップ、2016

(13) 李妍淑「面会交流をめぐる問題点と支援のあり方」2016年度ジェンダー法学会第14回学術大会ワークショップ、2016

(14) 松村歌子「親密圏における暴力が家族法制に及ぼす影響と被害者支援のこれからの方向性」亜細亜女性法学研究所主催シンポジウム、2016

(15) 李妍淑「親子の面会交流における民間団体の役割」亜細亜女性法学研究所主催シンポジウム、2016

(16) Aisa KIYOSUE “Family Law in Japan and Gender-biased Discrimination as Reflected in Judicial Judgements”, Hokkaido University Summer Institute 2016 Open Seminar, ”Comparative Discussion on Current Trends in Family and Gender Policies- Case Studies from Japan and Finland”, 2016

(17) 梅澤彩「ニュージーランドにおける代理懐胎・卵子提供・出自を知る権利と公的管理システム」日本学術会議法学委員会生殖補助医療と法分科会、2016

(18) 梅澤彩「日本における面会交流事件の元凶と課題」日本女性学会 2016年大会ワークショップ、2016

(19) 李妍淑「親子の面会交流における民間団体の役割」日本女性学会 2016年大会ワークショップ、2016

(20) 梅澤彩「ニュージーランドにおける子の扶養—養育費制度を中心に—」比較法学会第79回総会部会報告(英米法部会)、2016

(21) 松村歌子「マレーシアにおけるDV被害者支援の現状と課題」第6回総合福祉科学学会個別報告、2016

(22) 清末愛砂 “The Current Situation of the Same Sex Marriage in Republic of Singapore” (シンガポールにおける同性婚の現状) “International Symposium on the Present Legality of Same-Sex Marriages in Asian Countries”、国際シンポジウム: アジアにおける同性婚に対する法的対応: 家族・婚姻の視点から、2016

(23) 北仲千里・松村歌子「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」アジア女性交流・研究フォーラム第27回KFAW研究報告会、2016

(24) Aisa KIYOSUE, “Expectation to Women

in Japan’s New Gender Policy and Nationalism”, Hokkaido University- Finnish University Joint Symposium, 2015

(25) 清末愛砂、松村歌子、李妍淑、高影娥「セッション 3: 東アジアにおける国家政策と女性の権利 - ファミリー・バイオレンス、安全保障、人口政策の視点から - 」亜細亜女性法学研究所主催国際シンポジウム「法と人権~グローバル化(多文化)時代の女性の権利を中心として」、2015

〔図書〕(計9件)

(1) 谷口真由美編著、清末愛砂、松村歌子他、法律文化社、資料で考える憲法、2018、290(清末: 57-87、122-129、262-272、松村: 163-204、245-261)

(2) 塚田穂高編著、清末愛砂他、筑摩書房、徹底検証 日本の右傾化、2018、400頁(清末: 182 - 201)

(3) 藤田尚志・宮野真生子編、梅澤彩他、ナカニシヤ出版、愛・性・家族の哲学 家族 共に生きる形とは?、2016、214(梅澤: 108-139)

(4) 棚村政行・中川重徳編著、梅澤彩他、日本加除出版、同性パートナーシップ制度世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望、2016、320頁(梅澤: 102-116)

(5) 後藤巻則・滝沢昌彦・片山直也編、梅澤彩他、信山社、プロセス講義 民法□ 家族、2016、287(梅澤: 72-111)

(6) 片桐由喜編著、松村歌子他、小樽商科大学研究叢書、Law and Policy on Domestic Violence in Japan: Realities and Problems、2016、221頁(松村: 186-200)

(7) 森長秀編著、松村歌子他、光生館、法学入門、2015、266(松村: 217-242)

(8) 比較家族史学会編、梅澤彩他、弘文堂、現代家族ペディア、2015、376(33-35、92)

(9) 棚村政行、水野紀子、潮見佳男編、梅澤彩他、商務法事、Law Practice 民法□ 親族・相続編、2015、384(梅澤: 64-70)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清末 愛砂 (KIYOSUE, Aisa)
室蘭工業大学・工学研究科・准教授
研究者番号: 00432427

(2) 研究分担者

梅澤 彩 (UMEZAWA, Aya)
熊本大学大学院・法曹養成研究科・准教授
研究者番号: 90454375

松村 歌子 (MATSUMURA, Utako)
関西福祉科学大学・健康福祉学部・准教授
研究者番号: 60434875

李 妍淑 (LEE, Yeonsuk)
北海道大学・アイヌ・先住民研究センター・博士研究員

研究者番号: 90635129